

# 一般社団法人滋賀県造林公社の行う 分収造林事業のあり方に関する方針

滋 賀 県  
令和8年3月

# 目 次

1	分収造林事業のあり方に関する方針の基本的な考え方	
(1)	分収造林事業とは	1
(2)	あり方検討の背景	1
2	公社の行う分収造林事業の現状	
(1)	分収造林事業の現状	
ア	公社造林の経緯	3
イ	特定調停	3
ウ	調停成立～現在	3
(2)	公社の組織体制・財務の状況	
ア	組織体制の状況	4
イ	財務の状況	4
3	公社の行う分収造林事業を取り巻く状況	
(1)	外部有識者による検討結果	
ア	滋賀県分収造林事業あり方検討会	6
イ	滋賀県森林審議会	6
(2)	他府県の状況	
ア	林業公社の存廃状況	6
イ	林業公社解散府県での公社林管理状況	7
4	公社の行う分収造林事業の今後のあり方	
(1)	分収造林事業のあり方に関する方針	
ア	分収造林事業に対する評価	8
イ	検討の視点	8
ウ	今後の方針	9
(2)	公社への関与	9
(3)	国や市町との連携	10
(4)	債権処理	10
(5)	公社の組織と財務	11
(6)	今後の公社林整備	11

## 1 分収造林事業のあり方に関する方針の基本的な考え方

### (1) 分収造林事業の趣旨

分収造林事業は、戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処すべく、昭和33年(1958年)に制定された分収造林特別措置法に基づき、木材資源の充実と森林の有する公益的機能の維持増進を目的に、土地所有者から借り受けた土地に造林者が費用負担者となり造林を行い、将来生長した木材を伐採したときに、造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収する仕組みの事業です。

滋賀県では、分収造林特別措置法に基づく拡大造林政策の担い手として社団法人滋賀県造林公社を昭和40年(1965年)に、また、琵琶湖総合開発事業に基づく造林の担い手として財団法人びわ湖造林公社を昭和49年(1974年)に設立しました。両公社は、将来の伐採収益を担保に調達した借入金を資金原資として、土地所有者個人による森林整備が進みにくい奥地等の条件不利地において、分収造林方式による造林・保育事業を進めました。その後、両公社は、平成24年(2012年)に合併し、平成25年(2013年)には現在の一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)となりました。

公社では、設立以降、分収造林方式で県内に約2万ヘクタールに及ぶ針葉樹林を造成し、森林の持つ公益的機能を高め、琵琶湖の保全に寄与してきました。

### (2) あり方検討の背景

こうした事業成果の一方で、分収造林事業を取り巻く環境は、木材価格の長期的な低迷、労務単価や資材価格の高騰など、公社の設立時から大きく変化してきました。

公社が設立された昭和40年(1965年)から昭和55年(1980年)までの頃は、全国的に木材価格の上昇が続いていた時期で、現在の木材価格の5倍程度の価格帯で推移していました。こうした高い木材価格を背景に公社では急速に森林所有者との分収造林契約を増やし、県内各地で造林を進めていきました。しかし、分収造林事業は、造成した森林が成林する50年後に造林時の資金を回収する経営スキームであるため、成林までの間の社会経済情勢の変化を正確に見通すことの困難さが大きな経営リスクとなります。公社は、平成2年(1990年)以降に生じた木材価格の長期的低迷などの要因で、必要な収益を得ることができず経営に行き詰まり、累積債務の圧縮および経済的再建を目指し、平成19年(2007年)に特定調停を申し立てることとなりました。

その後、3年以上にわたり関係者間の協議が重ねられ、平成23年(2011年)に滋賀県および下流団体が総額約956億円の債権放棄を行い、公社の残債務額を約188億円にすることで特定調停が成立しました。平成27年(2015年)には造成した森林が伐期を迎え、本格的に木材生産活動を開始しましたが、労務単価の上昇等による事業コストの高騰や国庫補助制度の変更などにより、事業の採算性がさらに低下し、特定調停成立時に計画していた債務弁済ができていない状況が続いていました。

この点について、令和6年(2024年)3月に公表された包括外部監査報告書では、「実際の債権回収見込み額(令和5年度以降の弁済見通し)は約18億円~31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となりました。過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念があります。よっ

て、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。」と報告されています。また、滋賀県が令和4年度(2022年度)から実施している航空レーザ計測による森林解析結果によって、公社林の生育状況が周辺の他の人工林に比べ悪いことが明らかになってきました。

こうした公社経営の状況を踏まえ、県としては、令和6年(2024年)1月に滋賀県森林審議会(以下「審議会という。」)に「滋賀県の森林林業行政の推進における一般社団法人滋賀県造林公社の果たすべき公益的役割」について諮問し、さらに、令和6年(2024年)9月には滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を新たに設置し、外部有識者による検討を行うなど、公社の行う分収造林事業および公社運営の抜本的見直しに向けた取組を進めてきたところです。

滋賀県としては、公社がこれまでに果たしてきた県勢発展への貢献を評価していますが、今後も公社による分収造林事業を継続することで、将来的な県民負担の増加や契約者をはじめとする関係者への影響といった課題が生じることも想定されますので、将来の県民負担の軽減を図るとともに、森林所有者や県内林業への影響を抑えることが必要と判断し、今回の取組を踏まえて、「公社の行う分収造林事業のあり方」について今後の県の方針をとりまとめることとしたものです。

資料1：山元立木価格と労務単価の推移(滋賀県)

## 2 公社の行う分収造林事業の現状

### (1) 分収造林事業の状況

#### ア 公社造林の経緯

日本国内では、第二次世界大戦中に伐採され放置されたままの造林未済地の問題と相まって、戦後復興に伴う木材需要が増大していました。また、高度経済成長期には、石炭・木炭・薪から石油・ガスへの燃料転換（燃料革命）が生じ、広葉樹の需要が低下していました。こうした時代背景から、成長が早く、建築用材としての需要が見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林政策」が国策として推進されることとなりました。

滋賀県においても、「びわ湖の水を高度に産業用水として活用しうるようにするとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を趣旨として、昭和40年(1965年)4月に「社団法人滋賀県造林公社」が設立されました。また、過剰な地下水利用による深刻な地盤沈下が問題となっていた下流団体からの要請もあり、琵琶湖からの水供給を目的に水源涵養機能を高めるため、琵琶湖総合開発事業における造林の担い手として、昭和49年(1974年)3月に「財団法人びわ湖造林公社」が設立されました。両公社は、昭和40年(1965年)から平成元年(1989年)にかけて、土地所有者と分収造林契約を締結し、分収造林特別措置法(昭和33年(1958年)制定)および林野庁長官通知(昭和40年4月1日知事あて林野庁長官通知「林業公社の設立許可その他の指導監督について」)の趣旨を踏まえ、森林所有者による造林が困難な山間奥地(いわゆる条件不利地。全体の約60%が積雪地帯である湖北や湖西地域に分布)を中心に、滋賀県全域で造林を実施してきました。

公社の植栽や保育、伐採等に必要なる事業資金は、旧農林漁業金融公庫(現在の株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。)や、滋賀県、琵琶湖・淀川流域の下流団体(大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団)からの借入金により調達し、将来の伐採収益で弁済することを予定していました。

#### 資料2：造林公社営林地位置図

#### イ 特定調停

公社は、調達資金の弁済を目指し森林整備を行いました。が、事業費の高騰や木材価格の下落等により、見込まれていた伐採収益が生じない状態となり、毎年度の公庫への借入金返済のために滋賀県から追加借入を行うという悪循環に陥りました。その結果、債務総額が雪だるま式に増大していき、平成18年度(2006年度)末時点で両公社の累積債務は1,057億円に達しました。このため、両公社は累積債務圧縮を目的に特定調停を申し立てることを決定し、平成19年(2007年)11月に大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行いました。

その後、計11回に及ぶ調停を経て、平成23年(2011年)3月に特定調停が成立しました。

#### 資料3：特定調停の概要

#### ウ 調停成立～現在

特定調停が成立した平成23年(2011年)以降、公社は調停により確定した残債務約188億円の返済に向けて、分収造林事業を続けていますが、併せて以下の経営改善策を打ち出し、経営

の健全化に努めています。

(ア) 造林公社経営計画検討委員会を設置し、今後の返済計画となる「長期経営計画」に加え、短期的な実行計画として「中期経営改善計画」を策定する。

(イ) 長期経営計画および中期経営改善計画の実績を検証して評価を行うため、外部有識者で構成する評価委員会を設置する。また、毎事業年度終了後、評価結果を県知事、県議会に報告する。

(ウ) 分収契約林のうち、伐採収益が見込めないことが明らかな不採算事業地の契約解除を行う。

(エ) 分収契約期間を50年から80年へ延長する。

(オ) 分収割合を現行の森林所有者40%：公社60%から、森林所有者10%：公社90%へと変更する。

しかし、債務弁済実績額が長期経営計画で予定する債務弁済計画から大きく乖離する状況が続いていました。その後、県が行った航空レーザ計測による森林解析の結果、公社林の生育状況が悪く、債務弁済に必要な伐採材積量約 188 万 $\text{m}^3$ が確保できないこと、特定調停により確定させた残債務額約 188 億円のほとんどが弁済できないことが明らかになりました。

資料4：公社長期収支見通し

## (2) 公社の組織体制・財務の状況

### ア 組織体制の状況

公社は、分収林特別措置法に基づく森林整備法人であり、林業労働力確保の促進に関する法律（平成8年(1996年)制定）に基づく林業労働力確保支援センター機能を兼ね備えた一般社団法人となります。林業労働力確保支援センターは、林業に携わる人材の確保・育成を目的とする公的な支援機関として公社に併設されており、現在、4課1センターの体制となっています。

公社職員については、県からの職員派遣受入を基本に業務量の増減に合わせた対応が可能となるようにしており、平成30年(2018年)と令和元年(2019年)にそれぞれ1人ずつを採用したことを除き、プロパー職員の新規採用を行っていません。そのため、公社に在籍するプロパー職員は、昭和53年(1978年)の42人をピークに、定年退職などによる減少を続け、令和7年(2025年)現在は4人となっています。

資料5：公社組織体制等

### イ 財務の状況

#### (ア) 資金調達の状況

公社の資金調達額の約8割が滋賀県からの収入となっています。特に、滋賀県が特定調停に基づき公社の管理運営費の全額および森林整備費の一部を支援するために、公社へ毎年度拠出している出資金（約2億円/年）が資金調達額の約4割を占めるなど、公社経営は県からの支援に大きく依存する状況となっています。

#### (イ) 損益の状況

公社の近年の損益等の状況としては、木材生産で生じる木材売上や、県からの受取出資金、国や県からの受取補助金等の収入から、木材生産に係る事業費や人件費等の管理運営費を差し引くと、若干の事業収益が発生している状況です。しかし、本格的な木材生産を始めた平成27年度(2015年度)以降で、黒字決算となったのは、ウッドショックの影響により木材価格が上昇した令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間のみで、その他の期間においては全て赤字決算となっています。

ただし、木材生産活動により生じた伐採収益の全額が債務弁済に充てられる公社の経営構造上、黒字として現れる資金の大半は、滋賀県からの出資金の費消残余であると考えられます。この点については、令和6年(2024年)3月に公表された包括外部監査報告書において、「県からの出資金に余剰が生じている。出資金の本来の趣旨は、造林公社の公益的機能の重要性に鑑み、これを持続させるために行われる財政的支援であるから、当該支援は造林公社の公益的機能を保持する目的の範囲内で行われるべきである。資金から余剰が発生し、造林公社の運転資金を構成するという現状は好ましくない。そのため、出資金は造林公社で生じた実際の管理経費等の支出額に沿って会計年度末以降に実費精算するか、又は年初に概算払いし、会計年度末以降に差額精算を行うべきである。」と指摘されています。

#### (ウ) 貸借の状況

令和6年度(2024年度)末時点における貸借対照表では、資産の主なものとして、固定資産で分収造林森林勘定(分収造林事業で造成した森林の簿価額であり、これまでに造林に要した累積投下経費の総額)が約755億円あり、資産合計は約761億円となっています。

次に負債の主なものとして、固定負債で社員借入金(滋賀県および兵庫県からの借入金)が約183億円、分収造林事業損失引当金が約575億円あり、負債合計は約759億円となっています。

最後に資本は、一般正味財産が約1億円となっています。現状は、資産が負債を上回っていることや現預金と特定資産で3億円以上の現金を保有しているなど、貸借対照表上の資産内容やバランスからは財務の健全性が保たれているといえます。一方で、簿価約755億円の分収造林森林勘定には伐採収益が資産額を下回る不採算事業地が多く含まれているため、将来的には多額の債務超過の発生が確実視されていることや、資金調達の多くを滋賀県からの出資金や補助金による支援に依存していることを踏まえれば、公社経営は薄氷を踏むような状況であるともいえます。

資料6：公社 一般正味財産増減計算書

資料7：公社 貸借対照表

### 3 公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

#### (1) 外部有識者による検討結果

検討会および審議会で行きまとめられた検討結果は、いずれも滋賀県に対して、公社が行う分収造林事業の廃止を含む抜本的見直しを求める内容となっています。

##### ア 滋賀県分収造林事業あり方検討会

検討項目	検討結果
分収造林事業のあり方	中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい
公社林整備のあり方	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただきたい
債権処理のあり方	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織のあり方	結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる

##### イ 滋賀県森林審議会

審議項目	答申内容
分収造林事業のあり方	10年程度の期間をかけて中長期的に分収造林事業の収束を図るべき
公社林整備のあり方	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理に移行するべき
債権処理のあり方	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織のあり方	分収造林事業の収束や債権放棄を行うことを踏まえれば、公社組織が解散されなければ県民理解が得られない
果たすべき公益的役割	公社に果たすべき公益的役割はない 今後は、滋賀県が残る公社林を公的管理することで、森林林業行政の推進における公益的役割を果たされたい

資料8：検討会および審議会による検討の状況

#### (2) 他都道府県の状況

##### ア 林業公社の存廃状況

各都道府県では、39道府県（千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県を除く）が分収造林特別措置法に基づき林業公社を設置していましたが、平成21年(2009年)から平成28年(2016年)までの間に時限的に創設された第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用し神奈川県で社団法人かながわ森林づくり公社が解散したのをはじめとして、令和7年度(2025年度)末時点で林業公社を解散した道府県は15道府県を数えます。（北海道は森林整備法人の認定取消しによるものです。）

このうち、三セク債を活用し公社を解散した府県は、神奈川県（平成22年度(2010年度)）、愛知県、青森県、群馬県、栃木県、宮城県(平成25年度(2013年度))、京都府(平成26年度(2014年度))、広島県(平成27年度(2015年度))、奈良県、山梨県(平成28年度(2016年度))の10府県となっています。なお、宮城県は三セク債を活用し林業公社の債務を清算した後、今も林業公社を存続されています。

また、兵庫県では、令和3年(2021年)に受検された包括外部監査の指摘を踏まえ、分収造林事業の廃止を視野にあり方検討を進められています。

#### イ 林業公社解散府県での公社林管理状況

林業公社を既に解散している道府県では、採算林を県営林として管理するなど、実質的な公的管理を継続しているケースが多い状況です。

一方で、不採算林については契約を解除し、森林を所有者へ返還されています。

資料9：他道府県林業公社の存廃状況

## 4 公社の行う分収造林事業の今後のあり方

### (1) 分収造林事業のあり方に関する方針

#### ア 分収造林事業に対する評価

公社は、分収造林事業により県内約2万ヘクタールに及ぶ造林を行い、その過程で林業政策および森林政策の両面において県政に大きく貢献されてきたと評価しています。一方で、公社林の生育不良および木材価格の低迷、事業コストの上昇などの社会経済情勢の変化によって、造林時と比べ事業採算性が著しく悪化しており、分収造林事業は、事実上の破綻状態に陥っていると認識しています。

この点については、令和5年に滋賀県が受検した包括外部監査においても指摘を受けているほか、外部有識者による検討も行い、検討会のとりまとめ結果および審議会の答申のどちらからも、分収造林事業を抜本的に見直す内容の提言を受けています。

#### イ 検討の視点

##### (ア) 経営的視点

公社経営は、外部環境要因をはじめとする多くの変数が複雑に作用していることから、正確に将来の経営を見通すことが難しい経営モデルといえます。そのため、公社経営を取り巻く様々な変数がプラスに働くことにより、将来的に公社経営が好転する可能性も現時点では否定できません。しかしながら、経営ストックである木材資源が将来に向かって先細りしていく事業構造、県から累計50億円を超える運営費支援や延べ350人を超える規模の人的支援を受けてきた経過、また、公社設立以降に公社造林に対して行われた1,000億円を超える投資のほとんどが回収不能に陥っていること、公社が負っていた公庫からの借入金を滋賀県が免責的に引き受け、総額約690億円の分割弁済を行っている状況などを勘案すれば、これ以上、将来の不確かな経営改善の可能性に期待するのではなく、さらなる県民負担を伴うような将来リスクの発生を回避するための積極的な対策を講じる方向性で検討すべきだと考えます。

#### 資料10：公社に対する県財政支援の状況

##### (イ) 対外的影響の視点

公社の行う分収造林事業は、公社職員が公社の持山において木を伐って自ら売っているのではなく、森林所有者からお借りした土地の上に造林し、公社の木材生産事業を林業事業者が受注し、伐採された木を木材事業者が木材に加工し流通させることで成り立っています。そのため、公社の行う分収造林事業のあり方を見直すことで、多くのステークホルダーが様々な影響を受けることが予想されます。

##### (ウ) 公共的視点

公社は、木材資源の充実および琵琶湖の水源涵養機能の向上という二つの目的で造林を行いました。このうち、琵琶湖の水源涵養機能の向上については、琵琶湖・淀川流域における上下流の関係の中で、流域利水や流域治水という観点において、下流自治体からの要請を受けて実施したという経過を見ても、公共事業的性質が特に大きいものと考えられま

す。

県内に存在する森林約20万ヘクタールはその全てが琵琶湖の貴重な水源林に位置付けられ、公社林はそのうち1割に相当する約2万ヘクタールを占めており、琵琶湖の水源保全に与える影響は非常に大きいものと評価しています。そのため、滋賀県として、琵琶湖保全を持続的に実現し続けるためには、公共的側面において、水源林としての機能を有する公社林はこれからも必要不可欠であり、滋賀県には、公社や公社の行う分収造林事業のあり方がどのような結論になったとしても、今後も変わらず公社林の適正管理を担保していく使命と責任があるものと考えられます。

## ウ 今後の方針

公社の行う木材生産は県内事業量の約1割を占め、事業者の経営の安定や従事者の雇用の安定にも寄与しています。このため、事業廃止によって県内林業の育成や成長産業化に大きな影響が生じることが懸念されます。また、分収造林契約の解除により公社が造林した森林が返還されることで、森林所有者に森林の管理責任が発生しますが、公社の行ったアンケート調査では、ほとんどの森林所有者が自分では森林を管理できないと回答しています。森林所有者により適切に管理されない森林が増加した場合、水源涵養機能をはじめとした公益的機能の低下による渇水の発生や土砂災害の増加等、県民生活に影響が出ることが懸念されます。

こうしたことから、滋賀県としては、公社の第4期中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）期間（令和8年度から令和12年度）において、対外的な影響を可能な限り低減させる目的で、ソフトランディングさせつつ木材生産活動を収束させるとともに、令和17年度（2035年度）までに、契約解除に向けた交渉を行うなど、分収造林事業を収束させていく方針とします。

併せて、今後も滋賀県が琵琶湖の水源涵養を守り、森林の適正管理により県民の公共利益を保全するためには、今まで以上に森林に対する公共的関与を強めていく必要があると考えます。また、人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえた森林のあり方、森林行政のあり方、森林所有のあり方といった社会問題に対して解決策を見出していく必要があります。このため、これまでの分収造林事業を通じた森林政策を見直し、新たな時代にふさわしい持続可能な森林政策への転換を目指す方針とします。

資料11：分収造林事業収束に向けたロードマップ（県想定案）

## (2) 今後の公社への関与

滋賀県は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年（2009年）制定。以下「関与条例」という。）に基づき、公社の健全な経営の確保に向けて指導・助言を行うなど公社への関与を強めるとともに、特定調停に基づき、分収造林事業の継続による債務弁済と森林の持つ公益的機能の持続的発揮の両立を目指す公社経営に対して、人的支援および財政的支援を行ってまいりました。

今後は、公社がこれまでの経営方針を転換し、分収造林事業の中長期的収束に向けた取組を主体的に進められるよう、関与条例に基づき必要な指導、助言を行うこととします。また、公社

が事業収束を行う実施主体として、組織の存続が担保され、分収造林契約者や林業事業者といった関係者に対して信頼と信用をもって収束に向けた手続きが誠実に履行できるよう、経営方針の転換を条件に、今後10年間に期限として必要な人的支援および財政的支援を継続することとします。

また、これまで公社が担ってきた特定調停に基づく森林のもつ公益的機能の持続的発揮に向けた責務は、滋賀県が引き継ぐこととし、必要な手法と体制を検討し、整備することとします。

(詳細は4(4)、(6)で後述)

### (3) 国や市町との連携

公社の行う分収造林事業がこのような極めて厳しい状況に陥った背景として、公社設立当時、国の指導に基づき、将来的な木材生産が難しい山間僻地へ分収方式による造林を行ったことや、木材の輸入自由化により国内木材価格が下落基調となったことなど、国にも一定の責任があるものと考えます。また、琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年(2015年)制定）に基づき、滋賀県は琵琶湖を保全するために、琵琶湖の水源林である森林を保全する特別な責務を有しています。今後は、分収造林事業の収束に当たり必要となる公社林の整備について、国の責任を果たすよう強く要望を行うとともに、琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく国と滋賀県の関係においても、必要な支援を求めていきます。

公社林の管理に関する市町との連携について、検討会では、「森林経営管理法は、森林所有者が自分で管理できない森林を集積し、効率的に市町で管理しようという趣旨の法律であり、現に滋賀県が造林公社という施策で管理している森林に対しては、法を適用すべきではない」という意見がありました。公社林のこれまでの経過を勘案すれば、滋賀県の政策判断で設置した公社が造林した森林であるため、分収造林事業収束後の公社林の管理責任は滋賀県にあるものと考えます。一方で、分収造林事業を収束させる過程において、民有林面積の変動に応じて森林環境譲与税の配分額が変動します。また、市町の持つ情報や地域とのつながりがなければ、県としての公社林管理責任を果たすことも難しいと考えます。そのため、今後は、市町連携のあり方について、市町との議論を進めていきます。

### (4) 債権処理

公社には、平成23年(2011年)3月に成立した特定調停に基づき、分収造林事業の履行により発生する伐採収益の範囲内で債務弁済を行う義務が生じています。一方で、特定調停の成立に合意した債権者（滋賀県および兵庫県）にも特定調停に基づく債務弁済を受ける義務が生じている状況です。したがって、特定調停に基づく公社からの債務弁済が継続している間は、分収造林事業による債務弁済スキームが破綻状態に陥り、債権全額の回収ができない見通しだとしても、特定調停と異なる債権処理を行うことができないものと考えています。

そのため、公社の木材生産活動が収束する令和12年度(2030年度)以降、特定調停に基づく債務弁済の完了による残債権額の確定をもって債権処理を行うこととします。なお、債権処理手続については、外部有識者による検討結果で示されている債権放棄を念頭に、民事再生手続や中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用など何らかの法的手続を行う方向性で、債

務者（公社）との協議を進めます。

#### (5) 公社の組織と財務

今後、将来的な債権処理が必要となることを勘案すると、公社組織は解散し、現在の経営体制は一度清算される必要があるものと考えます。この点について検討会では、弁護士の委員から「公社保有債務を整理するためには公社を解散しないと清算できない」という指摘を受けています。また審議会では、委員から「今後、事業廃止や債権放棄を行うに当たっては、公社が解散されなければ県民理解が得られないのではないかと」といった意見がありました。

一方で、分収造林事業収束後も、滋賀県の責任で公社林を管理していくことを踏まえれば、今後の公社林管理に向けた体制整備が必要となります。現在想定される選択肢としては、①県直営の体制整備、②新たな森林整備のための団体の設立、③既存団体への管理委託などが考えられます。いずれにしても、新たな体制は、今後の公社林の管理手法や目指す森林のあり方と密接に関連しますので、一体的に検討していくこととします。

公社の財務状況について、現在は財務の健全性が保たれているものと判断していますが、今後、事業収束に向けた手続を進めていくに当たり、多額の債務超過の発生が予見されます。これは、採算林事業地の契約解除により、分収造林森林勘定の資産減少額が一般正味財産額の1億円を超えることで発生するもので、債務超過は、一般的に事業の持続可能性が失われていることを示唆する事象であり、また、公社自身の経営努力だけでは債務超過を解消することができないため、公社運営の停滞や経営破綻の可能性が予測されます。しかし、事業収束期間においては、経営方針の転換を条件に、今後10年間の期限として組織の安定的な存続に必要な人的支援および財政的支援を継続することとします。

#### (6) 今後の公社林整備

分収造林事業の収束に当たり、公社林は分収造林契約を解除することで私有林となり、森林所有者自らが管理することになります。しかし、全国的に、人口減少、少子高齢化の影響により所有者管理が行き届かず放置され荒廃している森林や、所有者が分からなくなっている森林の増加が問題となっており、公社林も所有者管理となることで同様の懸念が生じます。

森林は、憲法で財産権が保障されている国民の財産であると同時に、私たちの暮らしを土台から支えている社会的共通資本であるため、森林管理に当たっては、所有者任せとせず「みんなで支える」視点が必要ではないかと考えます。また、公社林は、滋賀県の政策判断に基づき設置した公社が滋賀県からの支援を受けて植林した森林であり、公社林のもつ水源林としての機能と効果は、滋賀県が今後も琵琶湖を保全していくために必要不可欠といえます。

そのため、事業収束後の公社林整備については、所有者管理を基本としますが、森林所有者（分収造林契約者）の意向を十分に確認し、所有者による適切な森林管理が難しいと判断される場合には、必要に応じて滋賀県が主体となり公的管理を行うこととします。公社林の公的管理については、令和10年度（2028年度）を目途に導入することとし、その事業スキームや具体的手法、財源確保策、実施体制の整備などについて、令和8年度（2026年度）に森林審議会に諮問を行うなど必要な検討を進めてまいります。

# 資料編

# 一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針（概要版）

あり方に関する方針① 今後10年程度の期間をかけて、ソフトランディングを行い段階的に分収造林事業を収束させる

あり方に関する方針② 分収造林事業から新たな時代にふさわしい森林政策への転換を目指す

## 1 基本的な考え方

◎成果よりも課題を重視し、抜本的見直しを行う方向性

### (1) 分収造林事業の趣旨

- 造林者と土地所有者が伐採に伴う収益を分収することを前提に造林を行う事業
- 滋賀県では公社を設置し、県内に2万ヘクタール造林

### (2) あり方検討の背景

- 債務弁済が長期経営計画から大きく乖離
- 森林審議会、あり方検討会で外部有識者による検討

## 2 公社の行う分収造林事業の現状

◎調停に基づく債務弁済スキームは破綻状態

◎将来的な債務超過発生が確実視・運営は県の支援に依存

### (1) 分収造林事業の状況

- 山間奥地への造林、事業費の高騰、木材価格の低下
- 公社林の生育不良、必要な伐採材積量が確保できない
- 残債務全額が弁済できないことが判明

### (2) 公社の組織と財務の状況

- 県派遣職員が中心でプロパー職員が減少
- 公社資金調達は県からの収入が8割
- 資産の時価簿価差が大きく、債務超過発生が確実視

## 3 公社の行う分収造林事業を取り巻く状況

◎外部検討結果は事業廃止・全国でも4割の林業公社が解散

### (1) 外部有識者による検討結果

- あり方検討会および審議会は、ともに分収造林事業の廃止を含む抜本的見直しを求める内容の検討結果

### (2) 他都道府県の状況

- 当初39道府県に林業公社が設置されたが、社会情勢の変化等により、15道府県で林業公社を解散。
- 兵庫県においても、近年、公社の行う分収造林事業の廃止に向けた検討が進められている。

### (3) 公社を解散した他府県の公社林管理状況

- ほとんどの自治体で採算林を対象に県営林化
- 不採算林は契約解除し所有者へ返還

## 4 公社の行う分収造林事業の今後のあり方

### (1) 今後の公社への関与

- 事業収束を行う主体は公社とする
- 公社がこれまでの経営方針を転換し、主体的に分収造林事業の中長期的収束に向けた取組が進められるよう、**関与条例に基づく指導・助言**を行う
- 実施主体としての組織の存続が担保され、関係者に対して信頼性と信用性をもって収束手続を誠実に履行できるよう、**経営方針の転換を条件に、公社への支援を継続**する。

### (2) 国や市町との連携

- 分収造林事業の現状に対して国にも一定の責任
- 琵琶湖保全再生法に基づく国と滋賀県の関係においても、**国が責任を果たし、必要な支援が得られるよう強く要望**する
- 県の政策判断で設置した公社が造林した森林であり、県に管理責任
- 森林環境譲与税の取り扱いなど、**市町との連携のあり方について協議**を進める。

### (3) 債権処理

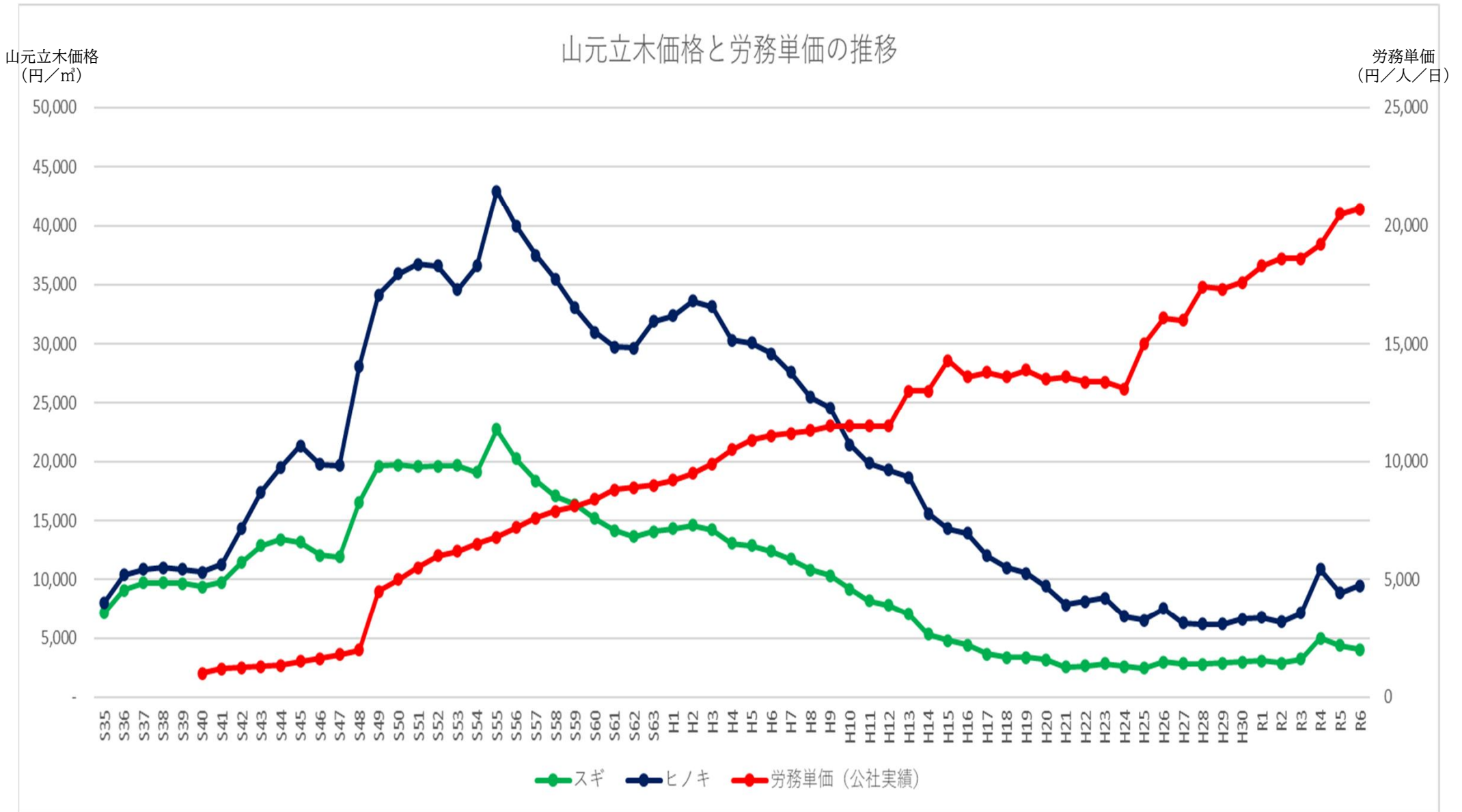
- 現在は、債権者・債務者ともに特定調停履行義務が生じている
- 第4期中期経営改善計画期間中に木材生産および調停に基づく債務弁済を完了させる
- 残債権額が確定する**令和13年度以降、債権放棄を念頭に**、法的手続きに基づく**債権処理を行う方向性**で債務者との協議を進める。

### (4) 公社の組織と財務

- 令和17年度までに**公社組織は解散**させ、現在の経営体制は一度清算
- 今後の公社林管理に向けた**後継体制について、公的管理のあり方と一体的に検討**
- 事業収束過程で**多額の債務超過発生**が予見されるが、県による支援が継続される限り、**公社運営の停滞や経営破綻は生じない**

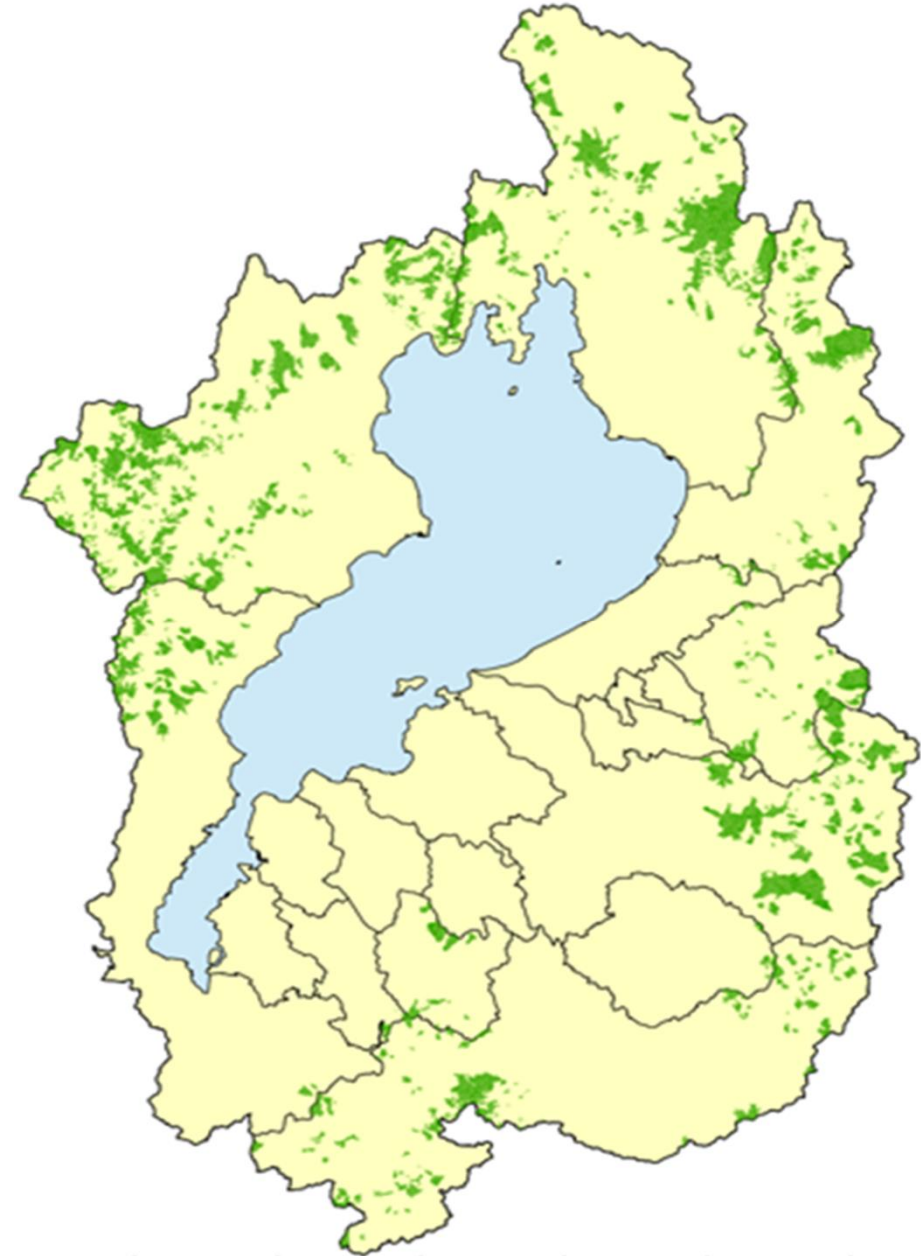
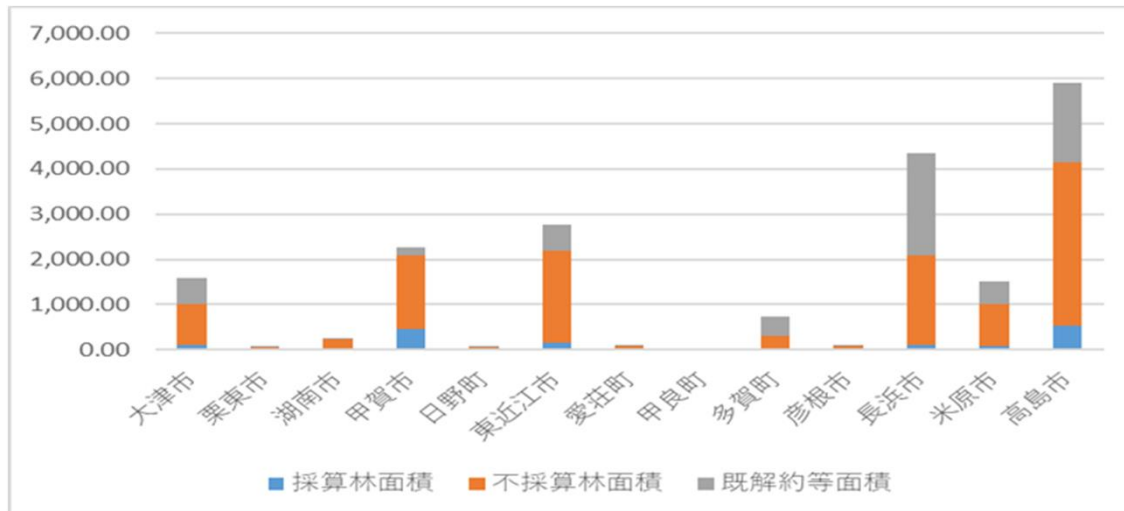
### (5) 今後の公社林整備

- 公社林は県内森林の1割を占め、琵琶湖の水源保全に与える影響は大きい
- 全国的に人口減少、少子高齢化の進展による放置林の増加が問題
- 森林は社会的共通資本**であり、「みんなで支える」視点が必要
- 公社林のもつ水源林としての機能と効果は今後も必要不可欠**
- 森林は所有者管理が基本であるが、所有者の意向に応じて、**令和10年度を目途に公的管理を導入**することとし、必要な検討を進めていく。

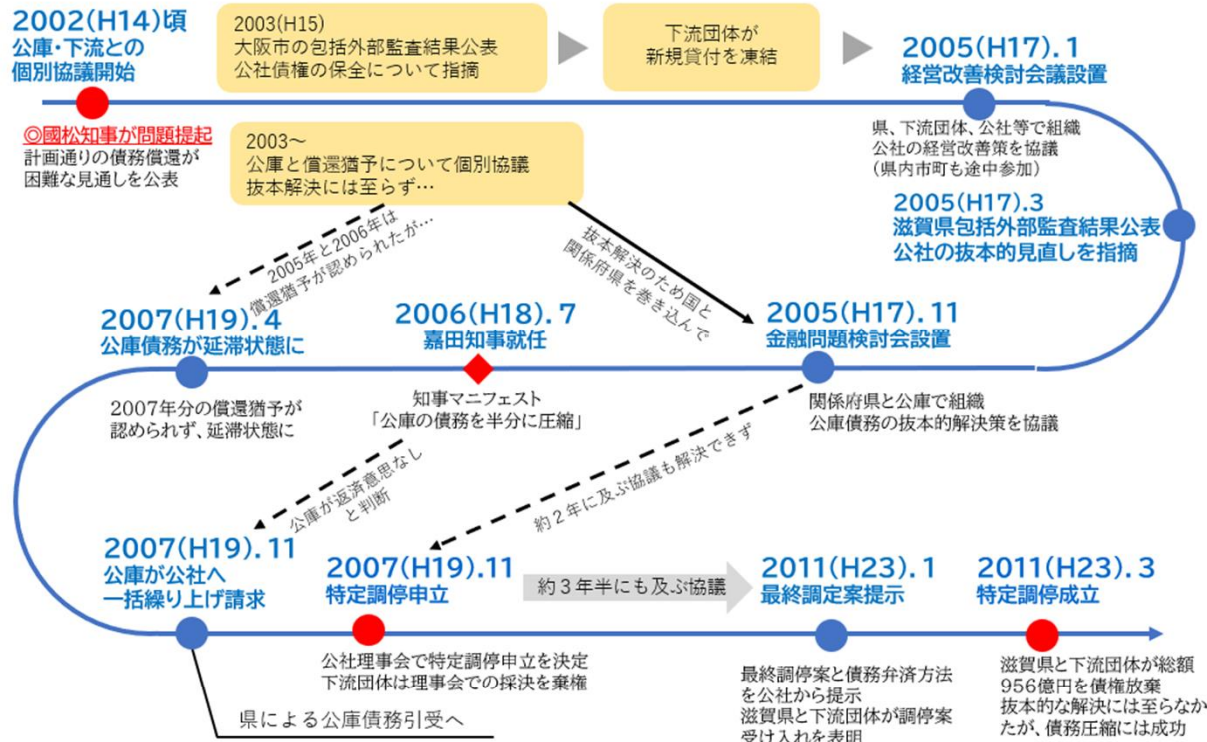


令和7年4月1日現在（単位:ha）

	採算林面積	不採算林面積	既解約等面積	合計
大津市	114.90	896.85	572.30	1,584.05
栗東市	23.09	31.39	0.52	55.00
湖南市	14.91	223.58	2.81	241.30
甲賀市	446.89	1,639.00	173.40	2,259.29
日野町	0.00	49.55	23.15	72.70
東近江市	153.64	2,045.50	568.99	2,768.13
愛荘町	0.00	76.25	0.75	77.00
甲良町	0.00	6.50	0.00	6.50
多賀町	34.93	267.95	422.66	725.54
彦根市	0.00	88.01	0.26	88.27
長浜市	108.95	1,967.90	2,260.49	4,337.34
米原市	74.73	938.28	499.02	1,512.03
高島市	519.19	3,616.74	1,759.55	5,895.48
合計	1,491.23	11,847.50	6,283.90	19,622.63



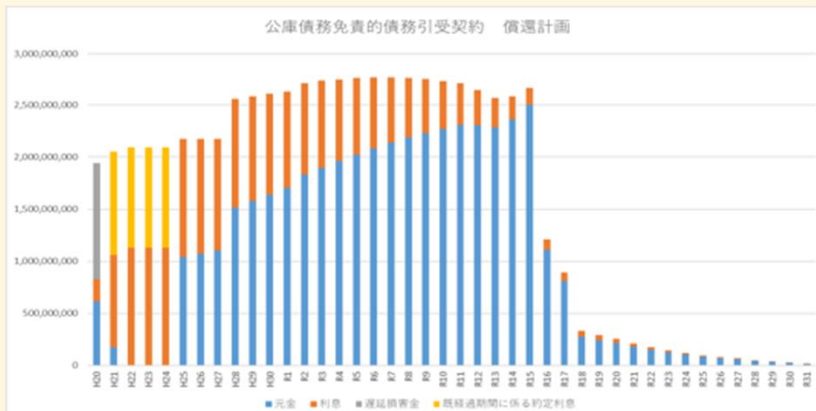
# 資料3：特定調停の概要



## <公庫債務 → 滋賀県が免責的債務引受>

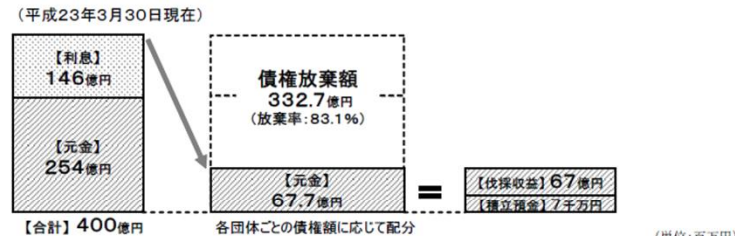
引き受け債務総額：690億円  
 (元金：444億円 利息等：246億円)

弁済期間：2008年～2049年 (42年間)



## 滋賀県・下流団体の債権 → 特定調停により956億円もの債権放棄

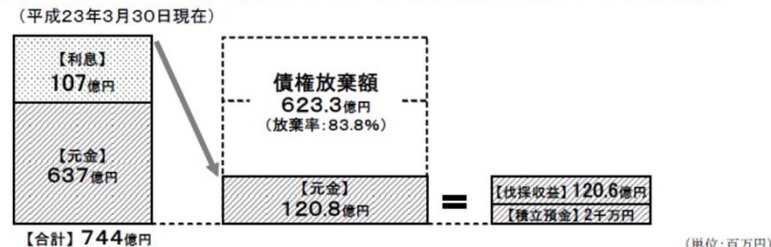
- (1) 社団法人滋賀県造林公社 (昭和40年4月設立。平成25年4月に一般社団に移行)
- ① 滋賀県・兵庫県には、平成27年度～令和33年度の伐採収益67億円が長期分割弁済。
  - ② その他下流団体には、滋賀県からの新規貸付金 (14億円) を原資に一括弁済。
  - ③ 伐採収益等を超える債権は放棄するとともに、放棄後残債権は全て無利息化。



弁済方法	債権者	債権額 (平23年3月30日) A	弁済額 (財源内訳)			合計 E=B+C+D	債権 放棄額 F=A-E	新規 貸付 G	処理後の 債権 予定額 (平23年5月末) H=D+G
			償還積立預金 B	県貸付金 C	伐採収益 D				
長期分割弁済	滋賀県	20,991	31	-	5,077	5,108	15,883	1,432	6,508
	兵庫県	1,129	2	-	192	194	935	-	192
一括弁済	大阪府	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	大阪市	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	兵庫県内団体	2,637	5	211	-	216	2,421	-	-
合計		40,039	69	1,432	5,268	6,769	33,270	1,432	6,700

注1 端数処理(四捨五入)に伴い、表計算が一致しない場合がある。  
 2 兵庫県内団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の5団体をいう。


- (2) 財団法人びわ湖造林公社 (昭和49年3月設立。平成24年3月に滋賀県公社が吸収合併)
- ① 令和5年度～50年度の伐採収益121億円が長期分割弁済。
  - ② 伐採収益等を超える債権は放棄するとともに、放棄後残債権は全て無利息化。



弁済方法	債権者	債権額 (平23年3月30日)	弁済額 (財源内訳)		合計	債権放棄額	処理後の 債権 予定額 (平23年5月末)
			償還積立預金	伐採収益			
長期分割弁済	滋賀県	74,408	18	12,065	12,083	62,325	12,065

**①成長量の低下（影響度：小）**  
 長期経営計画比約90%  
 ・造林不適地（地質、地形、土壌等の条件不利地）における成長量（樹高・直径）の低下

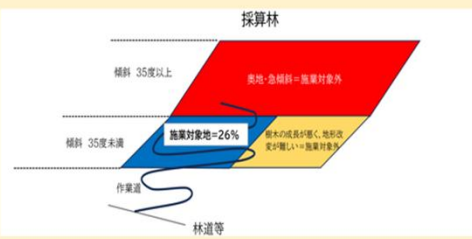
**③利用できる材積の減少（影響度：大）**  
 長期経営計画：70% → 実績：61%  
 ・成長不足や雪による根曲がり、獣害被害により利用できる部分が減少



成長量（樹高・直径）減  
 根曲がり  
 雪による根曲がり  
 獣害被害  
 長期経営計画想定 利用率：70%  
 実際の状況 利用率：61%  
 ・伐採回数の減少により、伐採材積量が減少

**②架線系集材が実質的に困難（影響度：中）**  
 長期経営計画の弁済計画では、架線系集材による抜き伐りを想定  
 →しかし、国の補助制度の変更等により架線系集材では採算が合わず、車両系集材に切り替え

**④搬出間伐可能エリアの縮小（影響度：大）**  
 長期経営計画：100% → 実績：26%  
 →車両系搬出に切り替えたことで、伐採エリアが縮小



採算林  
 傾斜 35度以上  
 傾斜 35度未満  
 奥地、急傾斜＝集材対象外  
 集材対象地＝26%  
 樹木の成長が遅く、地形変化が難しい＝集材対象外  
 作業道  
 林道等

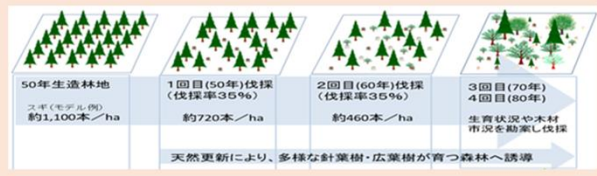
① 航空レーザ計測による森林解析データから伐採可能な公社事業地の森林資源量を算出  
 2,198,087m<sup>3</sup>

② 森林資源量に、これまでの公社の施業実績を反映

<b>I 施業率</b> (長期計画100%) → <b>26%</b> 事業地の中で、実際に作業道が作設でき、伐採搬出可能な事業地面積の割合	<b>II 利用率</b> (長期計画：70%) → <b>61%</b> 1本の木から木材として利用できる材積量の割合	<b>III 架線集材実施率 +2%</b> 車両系集材を中心に行っているため、架線系集材の実施による集材量の増加を一定加算
---	--	---

さらに、今後の下振れリスクを考慮

**IV 伐採回数の減少**



50年生造林地  
 2年（サドル期）  
 約1,100本/ha

1回目(50年)伐採 (伐採率35%)  
 約720本/ha

2回目(60年)伐採 (伐採率35%)  
 約460本/ha

3回目(70年) 4回目(80年)  
 生育状況や木材市況を勘案し伐採

天然更新により、多様な針葉樹・広葉樹が育つ森林へ誘導

現在は左図のとおり10年間隔で4回伐採  
 ↓  
**残存木の状況や広葉樹の生育状況を勘案し、3回目（70年）の伐採を取りやめ、針広混交林への誘導をさらに促す必要あり**

伐採利用可能材積量：**256,000m<sup>3</sup>**（長期経営計画比：約14%）

木材価格試算単価	
ベストシナリオ（+15%）	11,000円/m <sup>3</sup>
現実的な目標（±0%）	9,600円/m <sup>3</sup>
ワーストシナリオ（-15%）	8,200円/m <sup>3</sup>

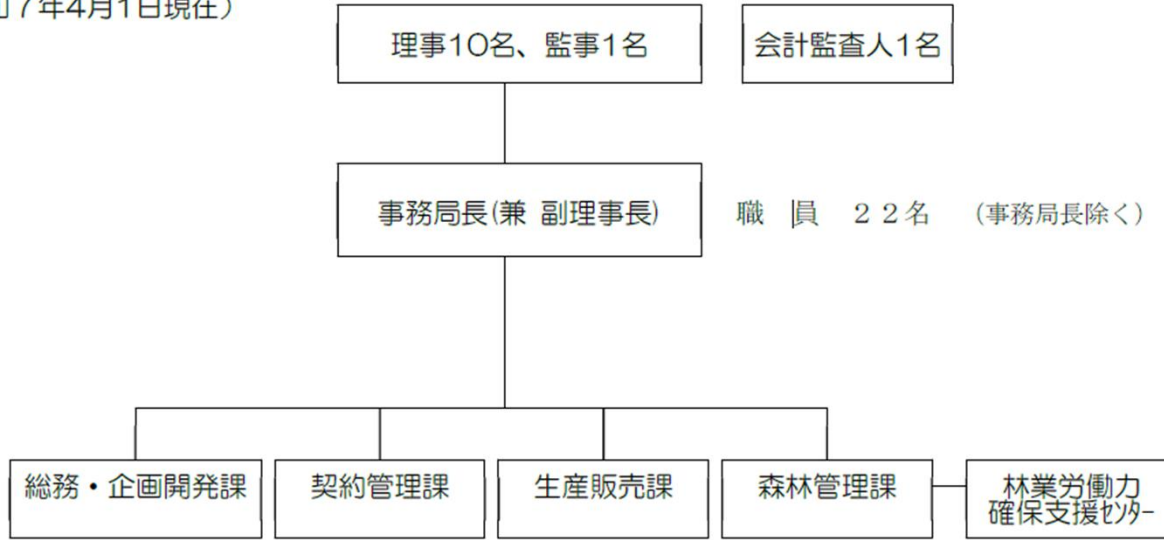
事業コスト試算単価	
ベストシナリオ（±0%）	11,500円/m <sup>3</sup>
現実的な目標（±0%）	11,500円/m <sup>3</sup>
ワーストシナリオ（+10%）	12,700円/m <sup>3</sup>

	ベストシナリオ	現実的な目標	ワーストシナリオ	長期経営計画
収支差	21億7,000万円	18億1,000万円	11億2,000万円	

収支差から分収交付金等を控除

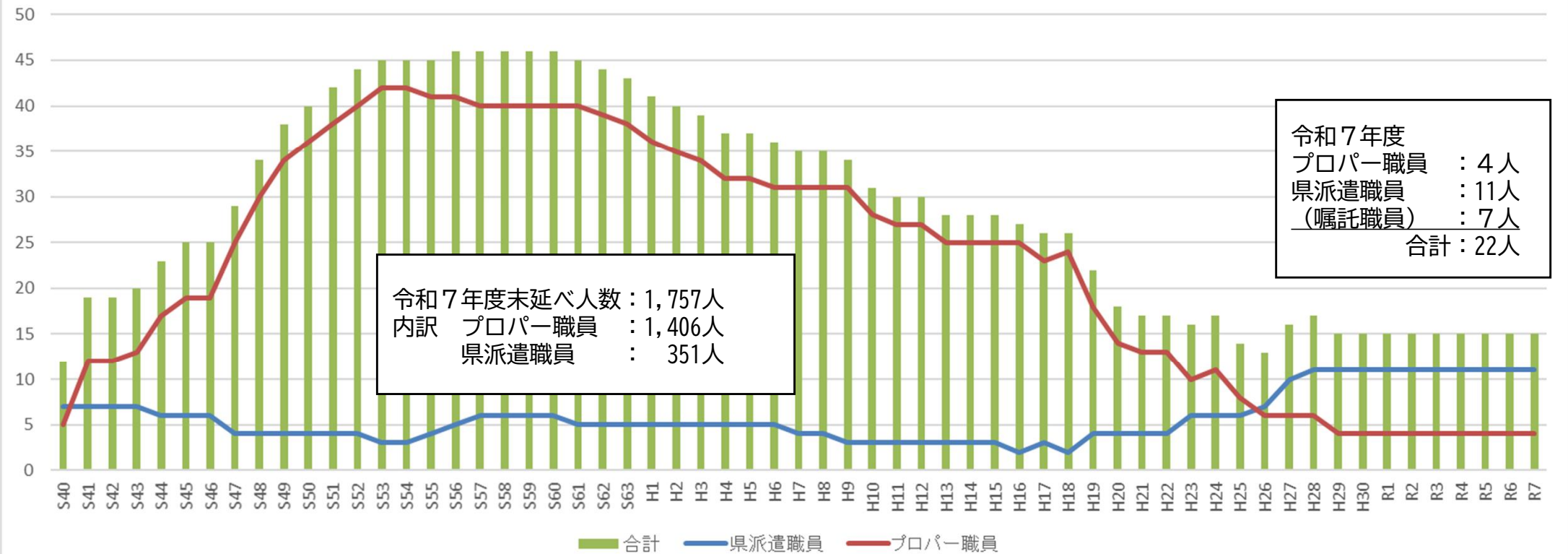
債務弁済見込額 (R6～R51)	16億3,000万円	13億7,000万円	8億4,000万円	174億円
～R5弁済実績		4億5,000万円		14億円
経営期間 弁済見込額計	<b>20億8,000万円</b>	<b>18億2,000万円</b>	<b>12億9,000万円</b>	188億円
長期計画比	11.1%	9.7%	6.9%	—

(令和7年4月1日現在)



役職	氏名	他団体での役職
理事長	三日月 大造	滋賀県知事
副理事長	吉嶋 伸浩	滋賀県造林公社事務局長
理事	井筒 信太郎	兵庫県企画部次長
理事	伊藤 治仁	長浜市産業観光部長
理事	岡田 眞男	東近江市農林水産部長
理事	荻 大陸	元成美大学教授
理事	坂野上 なお	京都大学講師
理事	土田 秀美	滋賀県林業研究グループ連絡協議会
理事	目片 佳子	滋賀県琵琶湖環境部次長
理事	吉野 信吾	高島市農林水産部長
監事	白井 稔	滋賀県会計管理者

公社事務局職員数推移



資料6：正味財産増減計算書（R1以降）

単位：（円）

			R1	R2	R3	R4	R5	R6		
I 一般正味財産増減の部	1. 経常増減の部	(1) 経常収益	①特定資産運用益	特定資産受取利息	16,011	16,179	3,342	3,321	3,323	404,442
					16,011	16,179	3,342	3,321	3,323	404,442
			②事業収益	分収林事業収益	102,267,289	80,621,853	83,576,683	99,541,314	152,941,107	107,544,778
				林産物販売収益	0	0	0	0	0	0
				受託事業収益	26,176,977	23,891,878	24,340,441	30,691,985	32,149,477	24,384,560
					128,444,266	104,513,731	107,917,124	130,233,299	185,090,584	131,929,338
			③受取補助金等		131,845,588	128,602,520	77,248,249	159,180,313	149,297,656	182,234,395
			④受取出資金		211,795,000	221,304,000	205,963,000	210,625,000	210,374,000	211,477,000
			⑤受取寄付金		500,000	800,000	800,000	1,300,000	1,900,000	1,398,100
		⑥雑収益		2,848,585	798,749	12,582	184,294	125,300	1,578,833	
		⑦取崩益		0	0	0	0	0	0	
				475,449,450	456,035,179	391,944,297	501,526,227	546,790,863	529,022,108	
		(2) 経常費用	①事業費	人件費	143,513,756	137,440,946	140,370,919	139,316,949	146,451,630	149,752,942
				請負費	227,467,854	188,810,600	123,021,800	197,114,280	218,879,042	256,155,900
				委託費	14,742,600	15,315,300	14,214,200	11,063,800	13,500,300	15,620,000
	森林売上原価			88,169,959	86,183,923	49,298,995	58,430,148	69,599,805	63,890,363	
	その他事業費			43,613,492	34,441,551	36,430,277	55,182,021	78,675,749	44,009,788	
				517,507,661	462,192,320	363,336,191	461,107,198	527,106,526	529,428,993	
	②管理費		人件費	9,126,305	9,032,636	11,148,025	14,638,258	14,489,803	14,122,564	
			その他管理費	11,740,298	10,232,879	8,682,088	10,589,711	10,710,296	10,990,904	
				20,866,603	19,265,515	19,830,113	25,227,969	25,200,099	25,113,468	
				538,374,264	481,457,835	383,166,304	486,335,167	552,306,625	554,542,461	
			森林資産勘定振替前当期経常増減額	△ 62,924,814	△ 25,422,656	8,777,993	15,191,060	△ 5,515,762	△ 25,520,353	
		森林資産勘定振替額	10,353,105	10,336,213	12,158,183	13,416,200	12,673,762	13,283,308		
		当期経常増減額	△ 52,571,709	△ 15,086,443	20,936,176	28,607,260	7,158,000	△ 12,237,045		
	2. 経常外増減の部	(1) 経常外収益	固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	
			特定資産取崩益	0	0	0	3,409,089	8,754,111	0	
過年度修正益			0	0	0	0	0	0		
			0	0	0	3,409,089	8,754,111	0		
(2) 経常外費用		固定資産除却損	0	0	1	0	0	0		
		販売用森林資産評価損	1,414,650	0	588,717	2,766,155	1,461,190	3,390,357		
			1,414,650	0	588,718	2,766,155	1,461,190	3,390,357		
	当期経常外増減額	△ 1,414,650	0	△ 588,718	642,934	7,292,921	-3,390,357			
	当期一般正味財産増減額	△ 53,986,359	△ 15,086,443	20,347,458	29,250,194	14,450,921	△ 15,627,402			
	一般正味財産期首残高	130,041,527	76,055,168	60,968,725	81,316,183	110,566,377	125,017,298			
	一般正味財産期末残高	76,055,168	60,968,725	81,316,183	110,566,377	125,017,298	109,389,896			
II 指定正味財産増減の部	指定正味財産運用益	特定資産受取利息	854	847	170	170	169	2,096		
			854	847	170	170	169	2,096		
	一般正味財産への振替額	指定正味財産運用益振替額	△ 854	△ 847	△ 170	△ 170	△ 169	△ 2,096		
			△ 854	△ 847	△ 170	△ 170	△ 169	△ 2,096		
		当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0		
		指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000		
	指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000			
III 正味財産期末残高			86,055,168	70,968,725	91,316,183	120,566,377	135,017,298	119,389,896		

資料7：貸借対照表（R1以降）

単位：（円）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6		
資産の部	流動資産	現金預金	183,254,637	201,759,931	230,263,585	241,224,122	172,109,607	56,726,371	
		未収金	53,054,126	41,517,538	45,762,412	60,015,935	74,549,627	84,874,199	
		前払金	0	0	0			0	
		前払費用	0	0	0	966,718	1,310,429	1,255,281	
		販売用森林資産	5,328,249	0	6,255,323	3,424,281	1,203,914	5,295,418	
		立替金	10,537	5,128	-6,575	2,856	3,628	21,170	
	A	241,647,549	243,282,597	282,274,745	305,633,912	249,177,205	148,172,439		
	固定資産	特定資産	B	201,670,867	203,392,473	205,631,152	206,202,971	331,286,070	335,551,616
		その他 固定資産 <small>（事業用資産）</small>	分収造林森林勘定	81,864,175,063	80,508,591,002	78,896,283,706	77,808,236,895	76,870,313,004	75,538,281,992
			分収育林立木勘定	18,889,012	19,460,012	17,029,031	17,506,031	6,738,333	6,928,333
			分収育林樹木勘定	87,294,154	87,294,154	87,294,154	76,720,190	29,265,948	29,265,948
		<small>（有形固定資産）</small>	車両運搬具	4	4	3	3	3	3
			什器備品	506,462	363,182	219,902	83,643	24,603	204,998
		<small>（無形固定資産）</small>	ソフトウェア	444,420	215,280	102,960	691,166	548,166	405,166
			電話加入権	159,200	159,200	159,200	159,200	159,200	159,200
		<small>（その他固定資産）</small>	林業就業促進資金貸付金	60,000	0	0	0		
			投資有価証券					116,500	248,972
長期前払費用			0	0	0	1,398,774	1,074,144	933,115	
C	81,971,528,315	80,616,082,834	79,001,088,956	77,904,795,902	76,908,239,901	75,576,427,727			
D(=B+C)	82,173,199,182	80,819,475,307	79,206,720,108	78,110,998,873	77,239,525,971	75,911,979,343			
E(=A+D)	82,414,846,731	81,062,757,904	79,488,994,853	78,416,632,785	77,488,703,176	76,060,151,782			
負債の部	流動負債	F	41,444,686	15,984,129	42,387,672	29,740,881	75,292,246	44,455,640	
	固定負債	退職者給付引当金	3,280,770	3,908,017	6,168,800	8,290,393	9,200,747	10,362,290	
		入社預り金	11,600,000	11,600,000	11,600,000	11,600,000	11,600,000	11,600,000	
		社員借入金	18,649,938,207	18,612,112,446	18,548,120,037	18,494,764,944	18,430,532,323	18,305,055,913	
		分収造林事業損失引当金	63,499,150,010	62,224,421,623	60,667,476,362	59,643,250,189	58,781,852,458	57,523,888,634	
		分収育林事業損失引当金	12,763,023	13,334,023	11,684,042	12,161,042	5,182,915	5,372,915	
		分収育林前受金	4,600,766	4,600,766	4,600,766	4,600,766	4,600,766	4,600,766	
		預り分収育林樹木勘定	87,294,154	87,294,154	87,294,154	76,720,190	29,265,948	29,265,948	
		育林前受金	16,879,657	16,881,186	16,881,495	13,615,815	5,380,506	5,381,811	
		預り分収交付金	1,439,824	1,439,824	1,439,824	1,296,666	777,969	777,969	
		林業就業促進資金借入金	375,000	187,500	0	0	0	0	
	林業就業促進資金繰越準備金	25,466	25,511	25,518	25,522	0	0		
	G	82,287,346,877	80,975,805,050	79,355,290,998	78,266,325,527	77,278,393,632	75,896,306,246		
	H(=F+G)	82,328,791,563	80,991,789,179	79,397,678,670	78,296,066,408	77,353,685,878	75,940,761,886		
正味財産の部	指定正味財産	出えん金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000		
	一般正味財産	I	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000		
		J	76,055,168	60,968,725	81,316,183	110,566,377	125,017,298	109,389,896	
		K(=I+J)	86,055,168	70,968,725	91,316,183	120,566,377	135,017,298	119,389,896	
負債および正味財産合計	L(=H+K)	82,414,846,731	81,062,757,904	79,488,994,853	78,416,632,785	77,488,703,176	76,060,151,782		

## 滋賀県分収造林事業あり方検討会

### 1 設置目的

分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第3条および第10条第2号の規定に基づき分収造林事業を実施する一般社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)の今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、滋賀県分収造林事業あり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### 2 委員構成(50音順)

会長(◎)は立花委員

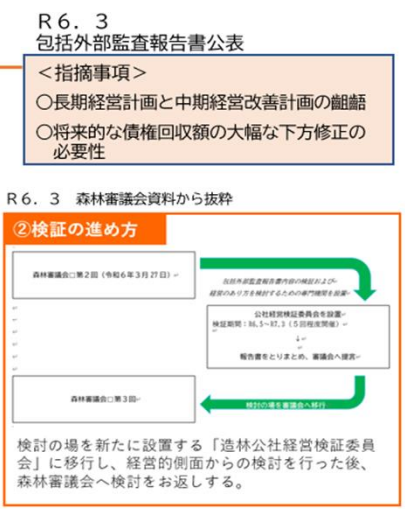
氏名	主な役職	氏名	主な役職
浅見 宣義	長浜市長	立花 敏 ◎	京都大学 大学院教授
泉 柱子	岩手県立大学教授	土井 裕明	弁護士
北 克憲	公認会計士	新永 智士	(株) 鹿児島総合研究所代表取締役社長
久保 久良	多賀町長	家森 茂樹	滋賀県森林組合 組合長

### 3 検討スケジュール

回次	日程	検討内容	回次	日程	検討内容
第1回	R6.9.13	長期収支見通し	第4回	R7.5.13	あり方の方針(案)
第2回	R6.11.8	長期経営計画の検証と評価	第5回	R7.9.1	検討のとりまとめ
第3回	R7.2.20	検討の方向性			

## 森林審議会

- R6.1 諮問  
滋賀県の森林林業行政における一般社団法人滋賀県造林公社の公益的役割について
- R6.3 森林審議会  
包括外部監査報告書を踏まえ、今後の公社経営のあり方、分収造林事業のあり方を検討するための専門機関を設置し、議論の場を一旦移すことを決定
- R6.9 分収造林事業あり方検討会設置  
今後の経営のあり方および分収造林事業のあり方を検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に設置。第5回開催で検討が終了。  
第1回：長期収支見通し  
第2回：長期経営計画の検証と評価  
第3回：各論点の方向性  
第4回：各論点の方針案  
第5回：検討のとりまとめ  
審議会へ適宜検討状況を報告
- R7.9 森林審議会  
あり方検討会での検討が完了し、審議会へ議論の場に戻る。
- R7.11 答申案審議
- R7.12 答申



検討項目	検討結果
分収造林事業	中長期的に分収造林事業の収束を図っていただきたい
公社林整備	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理のあり方について検討を進めていただきたい
債権処理	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織	結果責任や経営結果に対するけじめをつける意味において解散することが望まれる

審議事項	答申内容
分収造林事業	10年程度の期間をかけて中長期的に分収造林事業の収束を図るべき
公社林整備	採算林は、民間事業者と連携して林業経営を進め、積極的に木材生産を行うべく取り組むことが望まれる 不採算林は、土地所有者の意向を十分に踏まえつつ、県有林化などの公的管理に移行するべき
債権処理	債権者が債権の全額を放棄せざるを得ない
公社組織	分収造林事業の収束や債権放棄を行うことを踏まえれば、公社組織が解散されなければ県民理解が得られない
公益的役割	公社に果たすべき公益的役割はない 今後は、滋賀県が残る公社林を公的管理することで、森林林業行政の推進における公益的役割を果たされたい

○他都道府県の公社の存廃の状況は以下のとおり。（「★」は第三セクター債活用）

区 分		内 容	
公社解散	他団体へ事業譲渡 (1県)	群馬県 (H25★) ※分収造林事業廃止に向けて全契約の解除を目指したが、進捗率6割にとどまり、他公社へ人員体制も含めて事業譲渡	
	県営林化	直営で管理 (5県)	岩手県 (H19)、栃木県 (H25★)、神奈川県 (H22★)、山梨県 (H28★)、奈良県 (H28★)、広島県 (H27★)
		森林組合へ委託 (8府県)	青森県 (H25★)、茨城県 (H22)、福井県 (H25)、愛知県 (H25★)、京都府 (H26★)、愛媛県 (S55)、大分県 (H19)
公社存続	公社継続 【債務整理】 (2県)	宮城県 (H25★)、 <u>滋賀県 (H22)</u>	
	公社継続 【経営改善】 (21都県)	秋田県、山形県、福島県、埼玉県、東京都、新潟県、石川県、富山県、長野県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	

※北海道は森林整備法人の認定取り消し

※千葉県、静岡県、三重県、大阪府、香川県、福岡県、佐賀県、沖縄県（8県）は林業公社を当初から設置していない。

## &lt;これまでの財政支援&gt;

	確定負担額	備考
免責的債務引受(H20)	約690億円	平成20年に、公社が負っていた公庫からの借入債務の全額を滋賀県が免責的債務引き受けを行い、令和31年までの42年間長期分割弁済を行っている。
滋賀県の債権放棄 (H23)	約268億円	平成23年の特定調停成立に伴い、公社への貸付金債権のうち元金の一部と利子の全額を債権放棄 ※債権放棄額782億円から重複している免責的債務引受分を引いた額
下流団体の債権放棄(H23)	約174億円	下流団体（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団） 大阪府：70億円、大阪市：70億円、兵庫県内団体：計34億円
出資金 (H17～R7)	約52億円	平成17年から公社運営費の支援を開始。

## &lt;これから想定される財政支援&gt;

	想定負担額	備考
出資金(R8～R17)	約22億円	2.2億円／年×10年間（事業収束予定期間）
債権処理に伴う損失 (R13以降)	約180億円	現在保有する残債権額で、そのほとんどが弁済不可能な状況にあり、将来的な債権処理が不可避

資料11：分収造林事業収束に向けたロードマップ（県想定案）

	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R14(2032)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)	R18(2036)
事業収束期間	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
滋賀県	琵琶湖森林づくり基本計画	第2期中間見直し					第3期策定	第3期開始			第3期中間見直し	
	あり方全般・債務整理	あり方に関する方針公表					債権処理				関与条例廃止	
	公社林の公的管理		森林審議会へ諮問 ↓ 答申	公社林公的管理開始	契約解除交渉の進捗に合わせて、順次、公社林の公的管理を進める							
		公社林の公的管理に向けた市町協議										
公社	長期経営計画	計画期間					廃止					
	中期経営改善計画	第3期	第4期中期経営改善計画				廃止					
	事業収束計画		(仮称) 第1期事業収束計画				(仮称) 第2期事業収束計画					
	全般	第4期中期計画策定	第4期中期計画見直し 第1期事業収束計画策定			第2期事業収束計画策定	私的債務整理手続き開始	債務完了			法人清算手続き	公社解散
	木材生産の収束		段階的に事業量を縮小				打ち切り					
	分収造林契約の収束		林業事業者との調整	採算林事業地の契約解除交渉・事業者への引き継ぎ								契約処理完了
		契約者説明会	不採算林事業地の契約解除交渉									
債務の収束		特定調停・中期経営計画に基づく債務弁済				調停に基づく債務弁済終了						